

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や、価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、災害時や緊急時には、テレワーク体制の構築支援、事業継続計画（BCP）に関する技術的助言など、取引先が安定して事業継続できるような協力体制を構築します。

#### a. 企業間の連携

当社は、中小企業・EC事業者・個人事業主との協働を通じ、Web制作・システム開発のノウハウを共有し、事業効率化や新サービス構築に向けた継続的な連携を推進します。

また、事業承継・新事業立ち上げに際し、Webシステム・IT面での技術的助言を行い、地域企業との共存共栄を図ります。

#### b. IT実装支援

当社は、中小企業のデジタル化支援として、

ECサイト構築

業務システム開発

名入れシミュレーション等のIT導入

データ活用支援

セキュリティ対策の助言（SSL／アクセス権限管理等）

を積極的に行い、取引先の生産性向上に貢献します。

#### c. 専門人材マッチング

当社は、外部のデザイナー・エンジニア等とのネットワークを活用し、小規模事業者が抱えるIT課題に対し、適切な専門人材を紹介します。

必要に応じ、当社がプロジェクト管理（PM）を担い、複数人材と協働する体制を構築します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

具体的には、

契約条件・成果物・スケジュールの明確化

一方的な仕様変更・短納期要求の禁止

正当な価格交渉の実施

労務費・原価の適切な転嫁

秘密保持・知的財産の取扱いにおける公正性の確保

を徹底し、取引先との持続的な協力関係を構築します。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当社は、IT・EC分野における生産性向上支援の専門家として、取引先への価格転嫁の必要性や適正な取引慣行の重要性について、継続的に情報発信し、サプライチェーン全体での理解促進に努めます。

2025年11月18日

株式会社 PRUNUS 代表取締役 板倉勝敏

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。